

伊丹小学校PTA規約

第1章 名称及び事務所

第1条 名称は伊丹小学校PTA(以下本会という)とし、事務所を兵庫県伊丹市船原1丁目1番1号 伊丹市立伊丹小学校(以下本校という)におく。昭和22年4月22日設立。

第2章 目的及び活動

第2条 本会は、家庭と学校と社会が一体となって、児童の福祉を増進し、自由で民主的な教育を推進する事を目的とする。本会は純粋な教育団体であり、学校管理や運営方針には干渉しない。

第3条 本会は前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- 一 よりよい学校を作るのに必要な活動
- 二 家庭ならびに社会的環境の向上をはかるのに必要な活動
- 三 その他本会の目的を達成するのに必要な活動

第4条 本会は宗教的活動や政治的活動を行わない。また、営利を目的とした活動を行わない。

第3章 会 員

第5条 本会の会員となることができるものは次のものとする。

- 一 本校に在籍する児童の保護者。
- 二 本校に在籍する教師及び職員(以下教職員という)。

第5条の2 会員の入会事由は次のとおりとする。

- 一 保護者の会員については、児童が本校に在籍することになった日をもって入会とする。ただし、保護者の家庭等に既に本校に在籍する児童がいる場合はこの限りではない。
- 二 教職員の会員については、本校に在籍することになった日をもって入会とする。
- 三 第5条に定めるもので、第3項及び第4項の規定により本会の会員ではなくなったものが、本会会長あてに書面にて入会の意思表示をした場合、その意思表示をした日をもって入会とする。

2 会員は次の事由により退会したものとみなす。

- 一 保護者の会員については、会員の家庭等から本校に在籍する児童が1人もいなくなったとき。
- 二 教職員の会員については、会員が本校に在籍しなくなったとき。

3 第1項第一号又は第二号の規定にもかかわらず入会を希望しないものは、同項同号に定める入会事由が生じた日より30日以内に書面をもって本会会長あてにその旨意思表示をし、本会会長の承諾を得るものとする。

4 会員が退会を希望する場合は、書面をもって本会会長あてにその旨意思表示をし、本会会長の承諾を得るものとする。

第6条 本会の会員は、本規約第10章第51条に定める会費を納めるものとする。

第4章 役 員

第7条 本会に次の役員をおくことができる。

- 一 会 長 1名 (保護者)
- 二 副 会 長 若干名 (保護者)
- 三 総 務 若干名 (保護者・教師)
- 四 書 記 若干名 (保護者)
- 五 会 計 若干名 (保護者・教師)

六 各部部長 設置した各部より1名ずつ(保護者: 愛護部・安全対策部・広報部・成人教養部・保健体育部)

七 顧 問 若干名 (学校長その他若干名)

第8条 役員の出選は次のとおりとする。

- 一 会長・副会長は、会長・副会長候補者推薦委員会(以下、推薦委員会という)が保護者の中から候補者を推薦し、原則として、理事会、委員総会を経て定例総会において承認を得る。推薦委員会の構成は、別に定める会長・副会長候補者推薦委員会細則による。
- 二 次の役員は、本規約第6章第18条に定める理事の中から互選により選出し、原則として、委員総会を経て定例総会において承認を得る。

・総務 ・書記 ・会計 ・各部部長

三 顧問は、学校長及びその他適任者若干名を会長が委嘱し、総会において承認を得る。

第9条 役員の任期は毎年の定例総会より翌年の定例総会までとする。ただし、重任は妨げない。また、欠員が生じた場合は、本規約第8章第41条第四号の規定に従う。欠員補充により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第10条 役員の任務は、次のとおりとする。

- 一 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- 二 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。
- 三 総務は、備品管理その他本会の庶務を行う。
- 四 書記は、議事録の作成と保管及び必要な事務を行う。
- 五 会計は、諸帳簿の整理保管にあたる。
- 六 各部部长は、各部の活動を企画、運営する。
- 七 顧問は、会長の諮問に応じて意見を述べる。

第11条 原則として、会長・副会長・総務・書記・会計をもって執行部を構成する。(以下執行部という)

第5章 会計監査

第12条 本会の経理を監査するために若干名(保護者・教師)の会計監査をおく。

第13条 会計監査は、会長がこれを委嘱し、定例総会において承認を得る。

第14条 会計監査の任期は役員に準ずる。

第15条 会計監査は、会計ならびに財産状況を年2回監査し、定例総会において監査結果を報告する。

第16条 会計監査は、あらかじめ日を定めて、理事会に会計書類の提出を求めることができる。

第6章 理事

第17条 本会に、次の理事をおくことができる。

・愛護部 ・安全対策部 ・広報部 ・成人教養部 ・保健体育部

第18条 理事の選出は、次のとおりとする。

理事は、本規約第7章第20条第一号に定める学年委員より選出する。ただし、きこえとことばの教室、ひまわり教室については、別に若干名を選出するが、諸般の事情により選出が困難な場合はこの限りではない。

第19条 理事の任期は、役員に準ずる。ただし、欠員が生じた場合は、役員会で協議の上、それぞれの選出母体から選出補充する。

第7章 委員

第20条 本会に、次の委員をおくことができる。

- 一 学年委員
- 二 愛護地区委員

第21条 委員の選出は、次のとおりとする。

学年委員は、各学年毎に会員の互選により、学年担任教師を含めて若干名を選出する。愛護地区委員は、各地区毎に会員の互選により、若干名を選出する。

第22条 委員の任期は、4月より翌年3月までとする。

第23条 委員の任務は、次のとおりとする。

- 一 学年委員
 - ・学年会員の連絡調整にあたり、学年の活動計画について協議し、活動する。
 - ・安全対策部、広報部、成人教養部、保健体育部のいずれかに所属し、各部の運営方針に協力し、各部の活動計画について協議し、活動する。
- 二 愛護地区委員
 - 愛護部に所属し、地域と連携しながら、児童の健全育成に必要な愛護と補導活動を推進する。

第8章 会議

第24条 本会は、次の会議をもつことができる。

・総会 ・委員総会 ・理事会

第25条 総会は、全会員をもって構成する本会の最高議決機関である。

第26条 総会は、会長がこれを招集し、毎年5月までに開催する。ただし、会長が必要と認めた場合、もしくは理事会の決議を経た場合に、臨時総会を開催する。あるいは、会員の1/3以上の要求があった場合に開催する。また、事情がある場合は総会の開催に代えて、書面又はオンラインによる決議を行うことを妨げない。

第27条 総会は、会員の過半数の出席により成立する。ただし、委任状もふくむ。また、総会を開催する場合

- は、事前に議題を明らかにし、全会員に通知する。
- 第28条 総会の議長は、その会議に出席した会員の中から選出する。
- 第29条 総会は、出席者の過半数で議事を決し、賛否同数の時は議長の決するところによる。
- 第30条 定例総会においては、次の事項を議決する。
- 一 役員、理事、顧問ならびに会計監査の選出
 - 二 活動報告及び新年度活動計画
 - 三 会計決算報告及び新年度会計予算
 - 四 その他重要事項
- 第31条 委員総会は、学校長・教頭・役員・理事及び委員によって構成され、総会に次ぐ議決機関である。
- 第32条 委員総会は、会長がこれを招集し、年2回開催することができる。ただし、会長が必要と認めた場合、もしくは理事会の決議を経た場合に、臨時委員総会を開催することができる。あるいは、構成員の1/4以上の要求があった場合に開催することができる。
- 第33条 委員総会は構成員の過半数の出席により成立する。ただし、委任状もふくむ。また、委員総会を開催する場合は、事前に議題を明らかにし、全会員に通知する。
- 第34条 委員総会の議長は、その会議に出席した構成員の中から選出する。
- 第35条 委員総会は、出席者の過半数で議事を決し、賛否同数の時は議長の決するところによる。
- 第36条 委員総会においては、次の事項を議決する。
- 一 総会に提案する議案
 - 二 補正予算
 - 三 その他理事会において必要と認めた事項
- 第37条 理事会は、学校長・教頭・役員及び理事によって構成され、委員総会に次ぐ議決機関である。
- 第38条 理事会は、会長がこれを招集し、構成員全員の出席を原則とし、毎月1回これを開催することができる。ただし、会長が必要と認めた場合、もしくは構成員の1/4以上の要求があった場合に臨時理事会を開催することができる。
- 第39条 理事会の議長は、会長がこれをつとめる。

- 第40条 理事会は、出席者の過半数で議事を決し、賛否同数の時は議長の決するところによる。
- 第41条 理事会においては、次の事項を行う。
- 一 総会及び委員総会で議決された事項の運営・執行
 - 二 委員総会に提出する議案の作成ならびに審議
 - 三 補正予算・特別会計予算に関する審議
 - 四 役員の欠員に対する処理
 - 五 本規約第9章に規定する各委員会により提出された事項の審議及び処理
 - 六 その他緊急を要する事項の処理

第9章 委員会

- 第42条 本会は、次の委員会をもつことができる。
- ・役員会 ・執行部会 ・予算会計委員会 ・推薦委員会 ・各部部会 ・各実行委員会
- 第43条 役員会は、役員によって構成され、会長が必要と認めた時に随時開かれ、緊急事項について処理する。
- 第44条 執行部会は、執行部員で構成され、各部との連絡調整を密に行い、本会の運営に必要な事項について企画する。また、会長が必要と認めた時に随時開かれ、理事会より委任された事項について処理する。
- 第45条 予算会計委員会については、別に定める予算会計委員会細則による。
- 第46条 推薦委員会については、別に定める会長・副会長候補者推薦委員会細則による。
- 第47条 各部会は、次のとおりとする。
- ・愛護部会 ・安全対策部会 ・広報部会 ・成人教養部会 ・保健体育部会
- 第48条 各部会は、理事、学年委員もしくは愛護地区委員によって構成され、各部部長が召集し必要に応じて開かれる。また、活動計画実施にあたっては、理事会において承認を得る。
- 第49条 各実行委員会は、理事会において選出された理事によって構成され、理事会により委任された活動を企画運営し、その内容と結果を理事会に報告する。

第10章 会計

- 第50条 会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
- 第51条 本会の経費は、会費・寄付金その他の収入をもってこれに当てる。会費は、1世帯につき月額200円とする。ただし、特別の事情がある場合は、理事会の承認により会費を減額する事ができる。
- 2 会費の徴収については、本会から伊丹市立伊丹小学校に包括的に委任する。
 - 3 第5条の2第3項の規定により入会しなかったもの、同条の2第4項の規定により退会したものにつき、既納の会費がある場合は原則これを返還しない。

- 第52条 本会の会計は、一般会計と特別会計に区分する。
- 一 一般会計は、本会の運営や活動のために使用する予算であり、前条に定める会費をもってこれに当てる。
 - 二 特別会計は、本会が特定の活動を行う場合、特定の資産を運用する場合、その他学校後援のため、特に一般会計と区分して整理する必要がある場合に、これを設けることができる。
- 第52条の2 毎年3月31日時点において余剰金がある場合、全て次年度に繰り越し、分配は行わないものとする。
- 第53条 理事会は、会計に関する諸帳簿を常に整備し、会員の自由な閲覧に供さねばならない。

第11章 旅 費

- 第54条 本会の旅費を次のとおり支給する。
- 一 本会の活動のために出張した場合は、必要な実費を支給する。
 - 二 旅費の請求は所定の様式に記入の上、会長の承認を得て、会計に請求する。

第12章 慶 弔

- 第55条 本会の会員ならびに児童の慶弔に関しては、次のとおりとする。
- 一 会員及び児童が死亡した場合
5,000円の弔慰金またはそれに見合う供花
 - 二 児童が2週間以上入院した場合
3,000円の見舞金(自宅療養の場合も事情によって考慮する)
 - 三 火災など大きな災害を受けた場合は、実情に応じて見舞金をおくる。
 - 四 本会活動中に生じたけがの場合は、本規約によらずその都度役員会を開き、これを定める。
 - 五 教職員が退職した場合
3,000円の餞別
 - 六 その他
ここに規定していない特殊な事態が生じた場合、必要に応じて役員会で協議する。いかなる場合も返礼は受け取らないものとする。

付 則

- 第56条 本規約は、原則として、委員総会の審議を経て、総会において出席者の2/3以上の議決を経て改廃することができる。
- 第57条 本規約を施行するのに必要な細則は、原則として、理事会においてこれを定める。
- 第58条 本規約は、総会の議決を経た日よりこれを施行する。
- 第59条 伊丹市PTA連合会代議員は、役員の中より選出する。
- 第60条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報取得や利用、管理については「伊丹小学校PTA個人情報取扱規則」に従い、適正に運用するものとする。

細 則

第1章 会長・副会長候補者推薦委員会

- 第1条 伊丹小学校PTA会長ならびに副会長候補者の推薦については、本規約第4章第8条第一号ならびに第9章第46条によりすべてこの細則で定める。
- 第2条 会長・副会長の候補者の推薦にあたっては、その事務を構成円滑に処理するために、本規約第9章第42条のとおり、推薦委員会を設置することができる。
- 第3条 推薦委員は、若干名で構成され、原則として、理事の中から互選により選出する。ただし、会長・副会長候補者が推薦委員になることはできない。
- 第4条 推薦委員会は、委員の互選により推薦委員長を選出する。
- 第5条 推薦委員長は、候補者推薦にあたり、委員会を招集する。
- 第6条 推薦委員会は、候補者推薦の手続きについて、事前に会員に公表しなければならない。
- 第7条 推薦委員会は、候補者の推薦過程について、原則として、理事会及び委員総会を経て、定例総会において報告する。

第2章 予算会計委員会

- 第1条 予算会計委員会については、本規約第9章第45条により、すべてこの細則で定める。
- 第2条 予算会計委員会は、役員で構成する。

第3条 予算会計委員会は、活動報告及び会計決算報告の原案、また新年度活動計画及び会計予算の原案を作成し、年度当初の新旧合同理事会に提出する。

以 上

伊丹小学校PTA個人情報取扱規則

(目的)

第1条 伊丹小学校PTA(以下、「本会」という。)が保有する個人情報の適正な取り扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、PTA役員名簿及びその他の個人情報データベース(以下、単に「個人情報データベース」という。)の取扱いについて定めるものとする。

(責務)

第2条 本会は個人情報の保護に関する法律を遵守するとともに、PTA活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(管理者)

第3条 本会における個人情報データベースの管理者は、PTA会長とする。

(取扱者)

第4条 本会における個人情報データベースの取扱者は、PTA役員及び委員とする。

(秘密保持義務)

第5条 個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(収集方法)

第6条 本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。なお、要配慮個人情報などを収集する場合は、あらかじめ本人の同意を得る。

(利用)

第7条 取得した個人情報は、次の目的のために利用する。

- 一 会費集金、管理、その他の文書の送付
- 二 会員名簿、委員会名簿の作成、管理、運用
- 三 その他PTA活動に必要と認められる場合

(利用目的による制限)

第8条 本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

(管理)

第9条 個人情報は管理者又は取扱者が保管するものとし、適正に管理する。

2 不要となった個人情報は管理者立会いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(保管及び持ち出し等)

第10条 個人情報データベース、個人データを取り扱う電子機器等については、ウィルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管することとする。また、持ち出す場合は、電子メールでの送信も含め、ファイルにパスワードをかけるなど適切に行うこととする。

(第三者提供の制限)

第11条 個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- 一 法令に基づく場合
- 二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
- 三 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要な場合
- 四 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(第三者提供に係る記録の作成等)

第12条 個人情報を第三者(第11条第一号から第四号の場合及び国の機関、地方公共団体等を除く)に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- 一 第三者の氏名
- 二 提供する対象者の氏名

- 三 提供する情報の項目
- 四 対象者の同意を得ている旨

(第三者提供を受ける際の確認等)

第13条 第三者(第11条第一号から第四号の場合及び国の機関、地方公共団体等を除く)から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- 一 第三者の氏名
- 二 第三者が個人情報を取得した経緯
- 三 提供を受ける対象者の氏名
- 四 提供を受ける情報の項目
- 五 対象者の同意を得ている旨(事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要)

(情報開示等)

第14条 本会は、本人から、個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

(漏えい時等の対応)

第15条 個人情報データベースを漏えい等(紛失含む)をしたおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告する。